平成 19 年度合法性・持続可能性証明木材供給事例調査実施要領 (案)

1. 事業の目的

我が国の合法木材の供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

2. 事業内容

- (1) 国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材(県産材)認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。その際、調査箇所の選定過程では業界団体とのセミナーを行い、調査結果についても報告会を行うなど、普及事業と連携を取りながら実施する。
- (2) 海外事例調査の一環として、18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。
- (3) 海外事例調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度(検討中も含む)について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。更に、調査対象地域で小規模なセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

3. 調査課題と実施体制

(1) 国内調査

- 1)調査課題
- ① 先進事例調査
- 18年度の事例調査の結果を踏まえ、川下業界団体(住宅・文具・家具・印刷業など)構成員に対するアンケート調査を実施するとともに聞き取り調査を行い、合法木材の先進事例(調達方法、製品の表示・販売方法等)を取りまとめ広く紹介する。
- ② 県産材認証制度等に関する調査

地域産材利用推進に係る県産材認定制度等と、木材の合法性証明制度の立ち上げとの関連 に関する調査に関する、聞き取り調査を行う。

2)調査体制

上記調査の一部を、全国木材検査・研究協会に委託して実施する。

3)調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。また、セミナー、

研修会などに活用する。

(2) 海外合法木材等事例収集調査

海外事例調査の一環として、18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業及び団体等に対して、日本に合法木材を供給している事例(計画中も含む)の提供を求め、分析検討結果を含めて公表する。

1) 実施方法

日本に対して合法性を証明して木材・木材製品を輸出している業者・団体に対して、国際 セミナーで作成した統一した様式に基づき情報提供を求める

合法木材ナビ上及び今年 12 月に予定されている国際セミナーで公表する機会を設ける セミナー実行委員会の技術顧問をベースにした管理委員会で募集要領・公表要領等を確定 する

2) 実施体制

専門調査員を活用

(3)海外現地調査

重要性、緊急性の高い主要木材輸出国の木材生産・流通・輸出の実態と合法性証明のための制度の実態を調査するとともに、その過程で関係者に対して我が国のガイドラインについての認識を広める。

1)調查対象国

① ロシア (イルクーツク地区)

極東ロシアの木材加工流通実態の解明と木材輸出の現状把握に努める。また、我が国のガイドラインについての認識を広めるとともに、業界による合法性証明のための仕組み作りの現状を調査する。

② インドネシア・マレーシア

国際セミナー2007で報告された内容を基に、最近の情勢について分析を行う。また、我が 国のガイドラインについての理解を広めるとともに、合法木材の供給可能性について引き 続き検討し、問題点について整理する。

③ 中国

輸入原料に基づく中国木材製品が我が国に多量に輸出されている現状を踏まえ、中国産木材製品の流通経路や原産地等について調査し、我が国のガイドラインに基づき合法性が証明された木材製品の輸出の可能性を明らかにするとともに、我が国のガイドラインについての認識を広める。

2)調査課題

ア 違法伐採に関する当該地域の背景

木材加工、輸出等関連法規に関する調査/森林資源、木材生産基盤及び木材貿易の実 態調査/木材加工業の現状と原木調達、製品販売、輸出実態に関する調査

イ わが国の合法性証明制度に対する対応

違法伐採問題への行政の対応、NGO、消費者等の取組み/わが国の合法証明制度に対する関係者の認識/合法証明システムの現状、同輸出実績

- ウ 合法木材供給に対する今後の展望
- 3) 小セミナーの開催

調査の過程で関係者を集め、調査の趣旨及びわが国ガイドラインの説明を行い、意見交換 をする機会を設ける

4)調査体制

主要木材輸出国調査は、現地事情に精通した者の協力を得るため、WG の指導のもと、それぞれ一部を以下の機関に委託して実施する。

ロシア: NPO 法人 FOE ジャパン

インドネシア:(財)地球・人間環境フォーラム

中国:木材利用推進中央協議会

3)調査結果の活用

調査結果に基づき報告書を作成するとともに合法木材ナビ上に公表する。また、セミナー、 研修会などに活用する。